

1. 市税税率の変遷

税目		年度	34~35	36	37	38	39
市 民 税	個 人	均等割(円)	600	同 左	同 左	同 左	同 左
		所 得 割	$\frac{20}{100}$	同 左	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率
	法 人	均等割(円)	2,400	同 左	同 左	同 左	同 左
		法人税割	$\frac{9.7}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左
県民税		均等割(円)	100	同 左	同 左	同 左	同 左
〔市民税 と併課〕		所 得 割	$\frac{8}{100}$	同 左	150万円以下 $\frac{2}{100}$ 150万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左
固 定 資 産 税			$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左
都 市 計 画 税			$\frac{0.2}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税(円)		○原動機付 自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車 二輪 1,500 ○二輪小型 自動車 2,500	○原動付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車 二輪 1,500 三輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ○二輪の 小型自動車 2,500	○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業者 1,000 ○二輪の小型自動車 2,500	○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同 左	
市たばこ消費税			$\frac{11}{100}$	同 左	$\frac{12}{100}$	$\frac{13.4}{100}$	$\frac{15}{100}$
電 気 ガ ス 税			$\frac{10}{100}$	同 左	$\frac{9}{100}$	$\frac{8}{100}$	$\frac{7}{100}$
鉱 産 税			$\frac{1}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左
商 品 切 手 発 行 税			$\frac{3}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左

40	41	42～44
600	同 左	同 左
※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
2,400	同 左	資本金等 1千万円以下 2,400 1千万円超 4,000
$\frac{10.1}{100}$ <small>S41.4.1前に開始し 6.30前に終了する 事業年度分 $\frac{10.4}{100}$</small>	$\frac{10.7}{100}$	同 左
100	同 左	同 左
150万円以下 $\frac{2}{100}$ 150万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左
$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左
$\frac{0.2}{100}$	同 左	同 左
○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同 左	同 左
$\frac{15}{100}$	同 左	$\frac{18.1}{100}$
$\frac{7}{100}$	同 左	同 左
$\frac{1}{100}$	同 左	同 左
$\frac{3}{100}$	同 左	同 左

1. 市税税率の変遷(続)

税目		年度		45	46	47	48	49	50
		45	46	47	48	49	50		
市	個人	均等割(円)	600	同左	同左	同左	同左	同左	同左
		所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	
民 税	法人	均等割(円)	資本金等 1千万円以下 2,400 1千万円超 4,000	同左	同左	同左	同左	同左	同左
		法人税割	$\frac{10.7}{100}$	同左	同左	同左	$\frac{13.7}{100}$	同左	
県民税		均等割(円)	100	同左	同左	同左	同左	同左	同左
〔市 民 税〕 と併課	所得割	150万円以下	$\frac{2}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左	同左
		150万円超	$\frac{4}{100}$						
固定資産税			$\frac{1.4}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左	同左
都市計画税			$\frac{0.2}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左	同左
軽自動車税(円)			○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二輪 1,500 三輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同左	同左	同左	同左	同左	同左
市たばこ消費税			$\frac{18.1}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左	同左
電気ガス税			$\frac{7}{100}$	同左	同左	$\frac{6}{100}$	電気税 $\frac{6}{100}$ ガス税 $\left\{ \begin{array}{l} \frac{5}{100} \\ \frac{4}{100} \end{array} \right.$	電気税 $\frac{5}{100}$ ガス税 $\frac{3}{100}$	
鉱産税			$\frac{1}{100}$	S46.3.29 削除					
商品切手発行税			$\frac{3}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左	同左
入湯税(円)		(45年度から)	20	40	同左	同左	同左	同左	100
特別土地保有税						保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同左	同左	
事業所税								新增設分 5,000円 資産割 300円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	

税目		年度			
		51	52	53	
市 民 税 人	個人	均等割(円)	1,700	同 左	同 左
	法人	所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
		均等割(円)	○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 40,000 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 20,000 ○資本等の金額1千万円超・ 1億円以下 20,000 ○資本等の金額1千万円以下 7,200	○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 134,000 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 40,000 ○資本等の金額1千万円超 1億円以下 40,000 ○資本等の金額1千万円以下 8,000	○資本等の金額(相互会社は純資産額、以下同じ) 50億円超・従業者100人超 1,000,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下・従業者 100人超 560,000 ○資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人超 } 134,000 ○資本等の金額10億円超・従業者100人以下 } ○資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人以下 } 40,000 ○資本等の金額1千万円超1億円以下 } ○資本等の金額1千万円以下 8,000 (本則 13,000)
		法人税割	$\frac{13.7}{100}$	$\frac{14.5}{100}$ <small>資本等の金額 1千万円以下の法人</small> $\frac{13.7}{100}$	同 左
県民税	均等割(円)	300	同 左	同 左	
市民税 と併課	所得割	150万円以下 $\frac{2}{100}$	同 左	同 左	
		150万円超 $\frac{4}{100}$			
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	
都市計画税		$\frac{0.2}{100}$	同 左	$\frac{0.3}{100}$	
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 50cc以下 650 90cc以下 1,000 90cc超 1,300 ○軽自動車 二輪 2,000 三輪 2,600 四輪以上 乗用 { 営業用 5,200 自家用 5,900 貨物用 { 営業用 2,900 自家用 3,300 ○小型特殊自動車 農耕作業 1,300 その他 3,900 ○二輪の小型自動車 3,300	同 左	同 左	
市たばこ消費税		$\frac{18.1}{100}$	同 左	同 左	
電気税		$\frac{5}{100}$	同 左	同 左	
ガス税		$\frac{2}{100}$	同 左	同 左	
商品切手発行税		$\frac{4}{100}$	同 左	同 左	
入湯税(円)		100	150	同 左	
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左	
事業所税		新增設分 資産割 5,000円 従業者割 300円 $\frac{0.25}{100}$	同 左	同 左	

1. 市税税率の変遷(続)

年度		54	55	56~57																																		
税目																																						
市	個人	均等割(円)	1,700	2,000	同 左																																	
		所得 割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率																																	
民	法	均等割(円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>100人超</td> <td>年間 1,000,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>100人以下</td> <td>134,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>100人超</td> <td>560,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下10億円超</td> <td>100人以下</td> <td>134,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>100人超</td> <td>134,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下1億円超</td> <td>100人以下</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td></td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下1千万円超</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td></td> <td>当分の間 8,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td></td> <td>(本則 13,000)</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	100人超	年間 1,000,000	50億円超	100人以下	134,000	資本等の金額	100人超	560,000	50億円以下10億円超	100人以下	134,000	資本等の金額	100人超	134,000	10億円以下1億円超	100人以下	40,000	資本等の金額		40,000	1億円以下1千万円超			資本等の金額		当分の間 8,000	1千万円以下		(本則 13,000)	同 左	同 左
			資本等の金額	従業者数	税 率																																	
資本等の金額	100人超	年間 1,000,000																																				
50億円超	100人以下	134,000																																				
資本等の金額	100人超	560,000																																				
50億円以下10億円超	100人以下	134,000																																				
資本等の金額	100人超	134,000																																				
10億円以下1億円超	100人以下	40,000																																				
資本等の金額		40,000																																				
1億円以下1千万円超																																						
資本等の金額		当分の間 8,000																																				
1千万円以下		(本則 13,000)																																				
税	人	法人税割	$\frac{14.5}{100}$ [資本等の金額 1千万円以下の法人 $\frac{13.7}{100}$]	同 左	$\frac{14.7}{100}$ [資本等の金額 1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$]																																	
県民税		均等割(円)	300	500	同 左																																	
(市民税 と併課)	所得 割	○150万円以下	$\frac{2}{100}$	同 左	同 左																																	
		○150万円超	$\frac{4}{100}$																																			
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左																																		
都市計画税		$\frac{0.3}{100}$	同 左	同 左																																		
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 50cc以下 750 90cc以下 1,100 90cc超 1,450 ○軽自動車 二 輪 2,000 三 輪 2,850 四輪以上 { 乗 用 { 営業用 5,200 自家用 6,500 { 貨物用 { 営業用 2,900 自家用 3,650 ○小型特殊自動車 { 農耕作業 1,450 { その他 4,300 ○二輪の小型自動車 3,650	同 左	同 左																																		
市たばこ消費税		$\frac{18.1}{100}$	同 左	同 左																																		
電 気 税		$\frac{5}{100}$	同 左	同 左																																		
ガ ス 税		$\frac{2}{100}$	同 左	同 左																																		
商品切手発行税		$\frac{4}{100}$	同 左	同 左																																		
入 湯 税 (円)		150	同 左	同 左																																		
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左																																		
事 業 所 税		新增設分 5,000円 資産割 300円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	新增設分 6,000円 資産割 500円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同 左																																		

58			59			60		
2,000			同 左			2,500		
※別表 標準税率			※別表 標準税率			※別表 標準税率		
資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	従業者数	税 率
資本等の金額	50人超	年間 1,500,000	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000
50億円超	50人以下	270,000	50億円超	50人以下	480,000	50億円超	50人以下	480,000
資本等の金額	50人超	1,000,000	資本等の金額	50人超	2,100,000	資本等の金額	50人超	2,100,000
50億円以下10億円超	50人以下	270,000	50億円以下10億円超	50人以下	480,000	50億円以下10億円超	50人以下	480,000
資本等の金額	50人超	270,000	資本等の金額	50人超	480,000	資本等の金額	50人超	480,000
10億円以下1億円超	50人以下	100,000	10億円以下1億円超	50人以下	180,000	10億円以下1億円超	50人以下	180,000
資本等の金額	50人超	100,000	資本等の金額	50人超	180,000	資本等の金額	50人超	180,000
1億円以下1千万円超	50人以下	80,000	1億円以下1千万円超	50人以下	144,000	1億円以下1千万円超	50人以下	144,000
資本等の金額	50人超	当分の間 48,000 (本則 80,000)	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)
1千万円以下	50人以下	当分の間 16,000 (本則 27,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 40,000 (本則 48,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 40,000 (本則 48,000)
$\frac{14.7}{100}$ [資本等の金額 1千万円以下の法人]		$\frac{13.9}{100}$	同 左			同 左		
500			同 左			700		
○150万円以下			$\frac{2}{100}$			同 左		
○150万円超			$\frac{4}{100}$			同 左		
$\frac{1.4}{100}$			同 左			同 左		
$\frac{0.3}{100}$			同 左			同 左		
○原動機付自転車			○原動機付自転車			○原動機付自転車		
50cc以下		750	50cc以下	1,000		50cc以下	1,000	
90cc以下		1,100	90cc以下	1,200		90cc以下	1,200	
90cc超		1,450	90cc超	1,600		90cc超	1,600	
						(ただし、60.2.15以降取得のミニカーは2,500)		
○軽自動車			○軽自動車			○軽自動車		
二 輪		2,000	二 輪	2,400		二 輪	2,400	
三 輪		2,850	三 輪	3,100		三 輪	3,100	
四輪以上			四輪以上			四輪以上		
乗 用	営業用	5,200	乗 用	営業用	5,500	乗 用	営業用	5,500
	自家用	6,500		自家用	7,200		自家用	7,200
貨物用	営業用	2,900	貨物用	営業用	3,000	貨物用	営業用	3,000
	自家用	3,650		自家用	4,000		自家用	4,000
○小型特殊自動車			○小型特殊自動車			○小型特殊自動車		
農耕作業		1,450	農耕作業		1,600	農耕作業		1,600
	その他	4,300		その他	4,700		その他	4,700
○二輪の小型自動車			○二輪の小型自動車			○二輪の小型自動車		
3,650			4,000			4,000		
$\frac{18.1}{100}$			同 左			従価割 14.3 従量割 千本につき350円		
$\frac{5}{100}$			同 左			同 左		
$\frac{2}{100}$			同 左			同 左		
$\frac{4}{100}$			同 左			同 左		
150			同 左			同 左		
保有分	$\frac{1.4}{100}$	取得分	$\frac{3}{100}$	同 左		同 左		
新增設分	6,000円		同 左		同 左			
資産割	500円		同 左		同 左			
従業者割	$\frac{0.25}{100}$		同 左		同 左			

1. 市税税率の変遷(続)

年度		61	62	63				
市	個人	均等割(円)	2,500	同左	同左			
		所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率			
	法人	均等割(円)	資本等の金額	従業者数	税率	同左	同左	
			資本等の金額	50人超	年間			3,600,000
			50億円超	50人以下				480,000
			資本等の金額	50人超				2,100,000
			50億円以下10億円超	50人以下				480,000
			資本等の金額	50人超				480,000
			10億円以下1億円超	50人以下				180,000
			資本等の金額	50人超				180,000
1億円以下1千万円超			50人以下		144,000			
資本等の金額			50人超	当分の間	120,000 (本則 144,000)			
1千万円以下	50人以下	当分の間	40,000 (本則 48,000)					
	法人税制	$\frac{14.7}{100}$ (資本等の金額1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$)	同左	同左				
県民税	均等割(円)	700	同左	同左				
	所得割	○150万円以下 $\frac{2}{100}$ ○150万円超 $\frac{4}{100}$	同左	○130万円以下 $\frac{2}{100}$ ○130万円超 $\frac{3}{100}$ ○300万円超 $\frac{4}{100}$				
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同左	同左				
都市計画税		$\frac{0.3}{100}$	同左	同左				
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 四輪以上 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ミニカー 2,500 ○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 ○小型特殊自動車 農耕作業 1,600 その他 4,700 ○二輪の小型自動車 4,000	乗用 { 営業用 5,500 自家用 7,200 } 貨物用 { 営業用 3,000 自家用 4,000 }	同左	同左			
市たばこ消費税 ※平成元年から市たばこ税		従価割14.3(本年度においては、たばこの小売定価から千本につき1,000円を控除)従量割千本につき640円	従価割14.3(S63.3.31まで、たばこの小売定価から千本につき1,000円を控除)従量割千本につき350円(S62.3.3までは640円)	同左				
電気税		$\frac{5}{100}$	同左	同左				
ガス税		$\frac{2}{100}$	同左	同左				
商品切手発行税		$\frac{4}{100}$	同左	同左				
入湯税(円)		150	同左	同左				
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同左	同左				
事業所税		新增設分 6,000円 資産割 600円	従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同左	同左			

元～2	3～4	5	6																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率																																	
同 左	同 左	同 左	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>年間 3,600,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>当分の間 120,000 (本則 144,000)</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>当分の間 50,000 (本則 60,000)</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	192,000	資本等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	156,000	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)
			資本等の金額	従業者数	税 率																															
			資本等の金額	50人超	年間 3,600,000																															
			50億円超	50人以下	492,000																															
			資本等の金額	50人超	2,100,000																															
			50億円以下10億円超	50人以下	492,000																															
			資本等の金額	50人超	480,000																															
			10億円以下1億円超	50人以下	192,000																															
			資本等の金額	50人超	180,000																															
			1億円以下1千万円超	50人以下	156,000																															
資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)																																		
1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)																																		
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
○500万円以下 $\frac{2}{100}$ ○500万円超 $\frac{4}{100}$	○550万円以下 $\frac{2}{100}$ ○550万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
市 た ば こ 税	紙巻たばこ 1,000本につき1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	同 左	同 左																																	
同 左	同 左																																			
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	

1. 市税税率の変遷(続)

年度		7	8	9~10	11~14		
税目							
市 民 税	個人	均等割(円)	2,500	3,000	同 左	同 左	
		所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	
	法人	均等割(円)	資本等の金額	従業者数	税率	同 左	同 左
			資本等の金額	50人超	年間		
50億円超			50人以下		492,000		
資本等の金額			50人超		2,100,000		
50億円以下10億円超			50人以下		492,000		
資本等の金額			50人超		480,000		
10億円以下1億円超			50人以下		192,000		
資本等の金額			50人超		180,000		
1億円以下1千万円超			50人以下		156,000		
資本等の金額			50人超	当分の間	120,000		
		(本則)	144,000				
	50人以下	当分の間	50,000				
		(本則)	60,000				
	法人税割	$\frac{14.7}{100}$ (資本等の金額1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$)	同 左	同 左	同 左		
県民税	均等割(円)	700	1,000	同 左	同 左		
	(市民税と併課)	所得割	○700万円以下	$\frac{2}{100}$	同 左	○700万円以下 $\frac{2}{100}$	
○700万円超			$\frac{4}{100}$		○700万円超 $\frac{3}{100}$		
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	同 左		
都市計画税		$\frac{0.3}{100}$	同 左	同 左	同 左		
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 四輪以上 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ミニカー 2,500 乗 用 { 営業用 5,500 自家用 7,200 貨 物 用 { 営業用 3,000 自家用 4,000 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 二 輪 2,400 { 農耕作業 1,600 三 輪 3,100 { その他 4,700 ○二輪の小型自動車 4,000	同 左	同 左	同 左		
市たばこ税		紙巻たばこ 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	同 左	// 2,434円 // 1,155円 ※平成9年4月1日以後の売渡し分から適用	// 2,668円 // 1,266円 ※平成11年5月1日以後の売渡し分から適用		
入湯税(円)		150	同 左	同 左	同 左		
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左	同 左		
事業所税		新增設分 6,000円 資産割 600円	従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同 左	同 左		

1. 市税税率の変遷(続)

年度		27	28																																																																
税目																																																																			
市	個人																																																																		
	均等割(円)	3,500	同左																																																																
市民	所得割	$\frac{6}{100}$	同左																																																																
	法人																																																																		
税	均等割(円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>年間 3,600,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>当分の間 120,000 (本則 144,000)</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>当分の間 50,000 (本則 60,000)</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の金額	従業者数	税率	資本金等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	492,000	資本金等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	492,000	資本金等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	192,000	資本金等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	156,000	資本金等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)	同左																																
	資本金等の金額	従業者数	税率																																																																
資本金等の金額	50人超	年間 3,600,000																																																																	
50億円超	50人以下	492,000																																																																	
資本金等の金額	50人超	2,100,000																																																																	
50億円以下10億円超	50人以下	492,000																																																																	
資本金等の金額	50人超	480,000																																																																	
10億円以下1億円超	50人以下	192,000																																																																	
資本金等の金額	50人超	180,000																																																																	
1億円以下1千万円超	50人以下	156,000																																																																	
資本金等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)																																																																	
	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)																																																																	
法人税割	$\frac{12.1}{100}$ (資本金等の金額1千万円以下の法人 $\frac{11.3}{100}$)	同左																																																																	
		※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用																																																																	
県民税	均等割(円)	2,000	同左																																																																
(市民税と併課)	所得割	$\frac{4}{100}$	同左																																																																
	固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	同左																																																																
都市計画税	$\frac{0.3}{100}$	同左																																																																	
軽自動車税(円)	<p>○原動機付自転車 ○小型特殊自動車</p> <p>50cc以下 1,000 農耕作業 1,600</p> <p>90cc以下 1,200 〔 その他 4,700</p> <p>90cc超 1,600</p> <p>ミニカー 2,500 ○二輪の小型自動車</p> <p>○軽自動車(二輪) 2,400 4,000</p> <p>○軽自動車(三輪以上)</p>	<p>○原動機付自転車 ○小型特殊自動車</p> <p>50cc以下 2,000 農耕作業 2,400</p> <p>90cc以下 2,000 〔 その他 5,900</p> <p>90cc超 2,400 ○二輪の小型自動車</p> <p>ミニカー 3,700 6,000</p> <p>○軽自動車(二輪) 3,600</p> <p>○軽自動車(三輪以上)</p>																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>新税率</th> <th>旧税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,900</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,800</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		新税率	旧税率	三 輪		3,900	3,100	四輪以上	乗用	営業用	6,900	5,500	自家用	10,800	7,200	貨物用	営業用	3,800	3,000	自家用	5,000	4,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">新旧税率</th> <th colspan="3">軽課</th> <th rowspan="2">重課</th> </tr> <tr> <th>25% 軽減</th> <th>50% 軽減</th> <th>75% 軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三 輪</td> <td></td> <td>3,000</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>平成27年度 税率表に 同じ</td> <td>5,200</td> <td>3,500</td> <td>1,800</td> <td>8,200</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> <td>8,100</td> <td>5,400</td> <td>2,700</td> <td>12,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td></td> <td>2,900</td> <td>1,900</td> <td>1,000</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> <td>3,800</td> <td>2,500</td> <td>1,300</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	新旧税率	軽課			重課	25% 軽減	50% 軽減	75% 軽減	三 輪		3,000	2,000	1,000	4,600	四輪以上	乗用	営業用	平成27年度 税率表に 同じ	5,200	3,500	1,800	8,200	自家用		8,100	5,400	2,700	12,900	貨物用	営業用		2,900	1,900	1,000	4,500	自家用		3,800	2,500	1,300	6,000
区 分		新税率	旧税率																																																																
三 輪		3,900	3,100																																																																
四輪以上	乗用	営業用	6,900	5,500																																																															
		自家用	10,800	7,200																																																															
	貨物用	営業用	3,800	3,000																																																															
		自家用	5,000	4,000																																																															
区 分	新旧税率	軽課			重課																																																														
		25% 軽減	50% 軽減	75% 軽減																																																															
三 輪		3,000	2,000	1,000	4,600																																																														
四輪以上	乗用	営業用	平成27年度 税率表に 同じ	5,200	3,500	1,800	8,200																																																												
		自家用		8,100	5,400	2,700	12,900																																																												
	貨物用	営業用		2,900	1,900	1,000	4,500																																																												
		自家用		3,800	2,500	1,300	6,000																																																												
		※新税率は、平成27年4月以降に新車新規登録を受けた車両に適用 ※旧税率は、平成27年3月以前に新車新規登録を受けた車両に適用																																																																	
市たばこ税	紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円	紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円 ※平成28年4月1日以後の売渡し分から適用																																																																	
入湯税(円)	150 (日帰り客は50円)	同左																																																																	
特別土地保有税	課税停止	同左																																																																	
事業所税	資産割 600円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同左																																																																	

29	30
同 左	同 左
同 左	$\frac{8}{100}$
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	$\frac{2}{100}$
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円	紙巻たばこ 1,000本につき 5,692円 ※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用
旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円 ※平成29年4月1日以後の売渡し分から適用	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 4,000円 ※平成30年4月1日以後の売渡し分から適用
同 左	加熱式たばこ 重量換算×0.8, (重量換算+価格換算)×0.2 ※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左

1. 市税税率の変遷(続)

年度		元																																											
税目		元																																											
市	個人	均等割(円)	3,500																																										
	個人	所得割	$\frac{8}{100}$																																										
市民税	法人	均等割(円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>年間 3,600,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>当分の間 120,000 (本則 144,000)</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>当分の間 50,000 (本則 60,000)</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の金額	従業者数	税率	資本金等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	492,000	資本金等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	492,000	資本金等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	192,000	資本金等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	156,000	資本金等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)										
			資本金等の金額	従業者数	税率																																								
			資本金等の金額	50人超	年間 3,600,000																																								
			50億円超	50人以下	492,000																																								
			資本金等の金額	50人超	2,100,000																																								
			50億円以下10億円超	50人以下	492,000																																								
			資本金等の金額	50人超	480,000																																								
			10億円以下1億円超	50人以下	192,000																																								
			資本金等の金額	50人超	180,000																																								
			1億円以下1千万円超	50人以下	156,000																																								
資本金等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)																																											
	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)																																											
法人税割	$\frac{8.4}{100}$ (資本金等の金額1千万円以下の法人 $\frac{7.6}{100}$)																																												
			※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用																																										
県民税	(市民税と併課)	均等割(円)	2,000																																										
		所得割	$\frac{2}{100}$																																										
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$																																											
都市計画税		$\frac{0.3}{100}$																																											
軽自動車税	軽自動車税	<p>○原動機付自転車 ○小型特殊自動車</p> <p>50cc以下 2,000 〔農耕作業 2,400</p> <p>90cc以下 2,000 〔その他 5,900</p> <p>90cc超 2,400</p> <p>ミニカー 3,700 ○二輪の小型自動車</p> <p>○軽自動車(二輪) 3,600 6,000</p> <p>○軽自動車(三輪以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">新旧税率</th> <th colspan="3">軽課</th> <th rowspan="2">重課</th> </tr> <tr> <th>25% 軽減</th> <th>50% 軽減</th> <th>75% 軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三 輪</td> <td></td> <td>3,000</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪 以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>平成27年 度税率表 に 同じ</td> <td>5,200</td> <td>3,500</td> <td>1,800</td> <td>8,200</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> <td>8,100</td> <td>5,400</td> <td>2,700</td> <td>12,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td></td> <td>2,900</td> <td>1,900</td> <td>1,000</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> <td>3,800</td> <td>2,500</td> <td>1,300</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	新旧税率	軽課			重課	25% 軽減	50% 軽減	75% 軽減	三 輪		3,000	2,000	1,000	4,600	四輪 以上	乗用	営業用	平成27年 度税率表 に 同じ	5,200	3,500	1,800	8,200	自家用		8,100	5,400	2,700	12,900	貨物用	営業用		2,900	1,900	1,000	4,500	自家用		3,800	2,500	1,300	6,000
	区 分	新旧税率	軽課			重課																																							
25% 軽減			50% 軽減	75% 軽減																																									
三 輪		3,000	2,000	1,000	4,600																																								
四輪 以上	乗用	営業用	平成27年 度税率表 に 同じ	5,200	3,500	1,800	8,200																																						
		自家用		8,100	5,400	2,700	12,900																																						
	貨物用	営業用		2,900	1,900	1,000	4,500																																						
		自家用		3,800	2,500	1,300	6,000																																						
環境性能割	<p>燃費基準値の達成度に応じて決定</p> <p>営業用 非課税, 0.5%, 1%, 2%</p> <p>自家用 非課税, 1%, 2%, 3% ※当分の間, 2%を上限</p> <p>※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車については, 税率を1%分軽減</p>																																												
市たばこ税		<p>紙巻たばこ 1,000本につき 5,692円</p> <p>旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 5,692円</p> <p>※令和元年10月1日以後の売渡し分から適用</p> <p>加熱式たばこ</p> <p>重量換算×0.6, (重量換算+価格換算)×0.4</p> <p>※令和元年10月1日以後の売渡し分から適用</p>																																											
入湯税(円)		150 (日帰り客は50円)																																											
特別土地保有税		課税停止																																											
事業所税		資産割 600円	従業者割 $\frac{0.25}{100}$																																										

(別表)

市民税(個人)所得割の税率の変遷

区分 年度	市民税所得割・県民税所得割															
	課税所得階級	万円	15	40	70	100	150	250	400	600	1,000	2,000	3,000	5,000	5,000~	
昭和37年~ 昭和47年度	計	%	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	16	17	18	
	市	%	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和48年~ 昭和54年度	課税所得階級	万円	30	50	80	110	150	250	400	600	1,000	2,000	3,000	5,000	5,000~	
	計	%	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	16	17	18	
	市	%	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4		
昭和55年~ 昭和59年度	課税所得階級	万円	30	45	70	100	130	150	230	370	570	950	1,900	2,900	4,900	4,900~
	計	%	4	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
	市	%	2	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
県	%	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和60年~ 昭和62年度	課税所得階級	万円	20	45	70	95	120	150	220	370	570	950	1,900	2,900	4,900	4,900~
	計	%	4.5	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
	市	%	2.5	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
県	%	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和63年度	課税所得階級	万円	60	130	260	460	950	1,900	1,900~							
	計	%	5	7	10	12	14	15	16							
	市	%	3	5	7	8	10	11	12							
県	%	2	2	3	4	4	4	4								
平成元年~ 平成2年度	課税所得階級	万円	120	500	500~											
	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	11											
県	%	2	2	4												
平成3年~ 平成6年度	課税所得階級	万円	160	550	550~											
	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	11											
県	%	2	2	4												
平成7年~ 平成8年度	課税所得階級	万円	200	700	700~											
	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	11											
県	%	2	2	4												
平成9年~ 平成10年度	課税所得階級	万円	200	700	700~											
	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	12											
県	%	2	2	3												
平成11年~ 平成18年度	課税所得階級	万円	200	700	700~											
	計	%	5	10	13											
	市	%	3	8	10											
県	%	2	2	3												
平成19年度~	課税所得階級	万円	一律													
	計	%	10													
	市	%	6													
	県	%	4													
	課税所得階級	万円	一律													
	計	%	10													
市	%	8														
県	%	2														